

# 第4次京田辺市総合計画 策定方針説明資料

---

平成30年5月29日

第1回京田辺市総合計画審議会

# 目 次

1. 総合計画策定にあたって .....	2
2. 総合計画の策定方針 .....	7
3. 総合計画の構成 .....	12
4. 総合計画の策定スケジュール .....	21

# 1. 総合計画策定にあたって

## 1. 本市における総合計画の経緯

- 1964(昭和39)年 「田辺町基本計画」に始まり、2006(平成18)年 「第3次京田辺市総合計画」に至るまで、下記8計画を策定

- ① 1964(昭和39)年 「田辺町基本計画」
- ② 1966(昭和41)年 「田辺町振興計画」
- ③ 1972(昭和47)年 「田辺町まちづくり構想」
- ④ 1972(昭和53)年 「田辺町基本計画」
- ⑤ 1984(昭和59)年 「田辺町総合計画」
- ⑥ 1996(平成8)年 「第2次京田辺市総合計画」
- ⑦ 2006(平成18)年 「第3次京田辺市総合計画」
- ⑧ 2016(平成28)年 「第3次京田辺市総合計画 (まちづくりプラン)」

※2011 (平成23) 年に地方自治法が改正され、基本構想の策定義務がなくなっている。 → 京田辺市総合計画条例制定 (平成30年3月)

# 1. 総合計画策定にあたって

## 2. 踏まえるべき社会潮流の変化

### 【人口減少・少子高齢化】

- ・我が国の総人口は2008（平成20）年をピークに減少、特に生産年齢人口は、1995（平成7）年をピークに減少
- ・特に、地方の人口減少は顕著で、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少等が危惧されている

### 【環境変化と災害リスクの高まり】

- ・近年の気候変動に伴い、短時間強雨の発生回数が増加し、大規模な土砂災害も発生
- ・2014（平成26）年6月に「国土強靭化基本計画」が閣議決定され、防災、減災の取組が進められている

# 1. 総合計画策定にあたって

## 2. 踏まえるべき社会潮流の変化

### 【情報通信ネットワークの進展】

- ・情報通信技術（ICT）の進展により、ロボットや人工知能（AI）を活用することで生産性の向上や人手不足の解消が期待される
- ・一方で、サイバー攻撃の増加・巧妙化や、AIによりなくなる職業が報じられるなど、普段の日常生活にも脅威となっている

### 【地方創生】

- ・2014（平成26）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立、地方創生に向けた様々な取り組みが進められている
- ・地方創生の大きな柱として、観光が取り上げられている

# 1. 総合計画策定にあたって

## 2. 踏まえるべき社会潮流の変化

### 【公共施設・インフラの老朽化】

- ・高度経済成長期に大量の公共施設等が建設され、それらが一斉に更新時期を迎ることが見込まれている
- ・2014（平成26）年4月には、各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定が国から要請され、公共施設等の今後の在り方について、検討が進められている

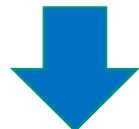
### 【働き方改革】

- ・2016（平成28）年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で働き方改革が取り上げられている
- ・働き方改革実行計画では、女性・若者の人材育成、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立等について取り組みを進めている

# 1. 総合計画策定にあたって

## 3. 京田辺市の人団の見通しと配慮すべき事項

- 京田辺市人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年に75,406人でピークとなり、その後は緩やかに減少、高齢化は進展(市独自推計は現在作業中)



推計	2015年	2030年	2045年
人口	70,835人	75,406人	73,274人
年少人口の割合	14.9%	13.9%	13.5%
生産年齢人口の割合	62.4%	61.7%	55.7%
老人人口の割合	22.7%	24.5%	30.8%

- 高齢者の増加により、扶助費等の義務的経費が増加
- 義務的経費の増加は、政策実施予算の減少等、財政の硬直化につながる



- 健全な都市経営を行うためには、選択と集中が重要
- 目標達成に向けては、社会潮流の変化を踏まえながら、人材や地域資源などを有効に活用することが必要

## 2. 総合計画の策定方針

### 1. 総合計画策定の趣旨

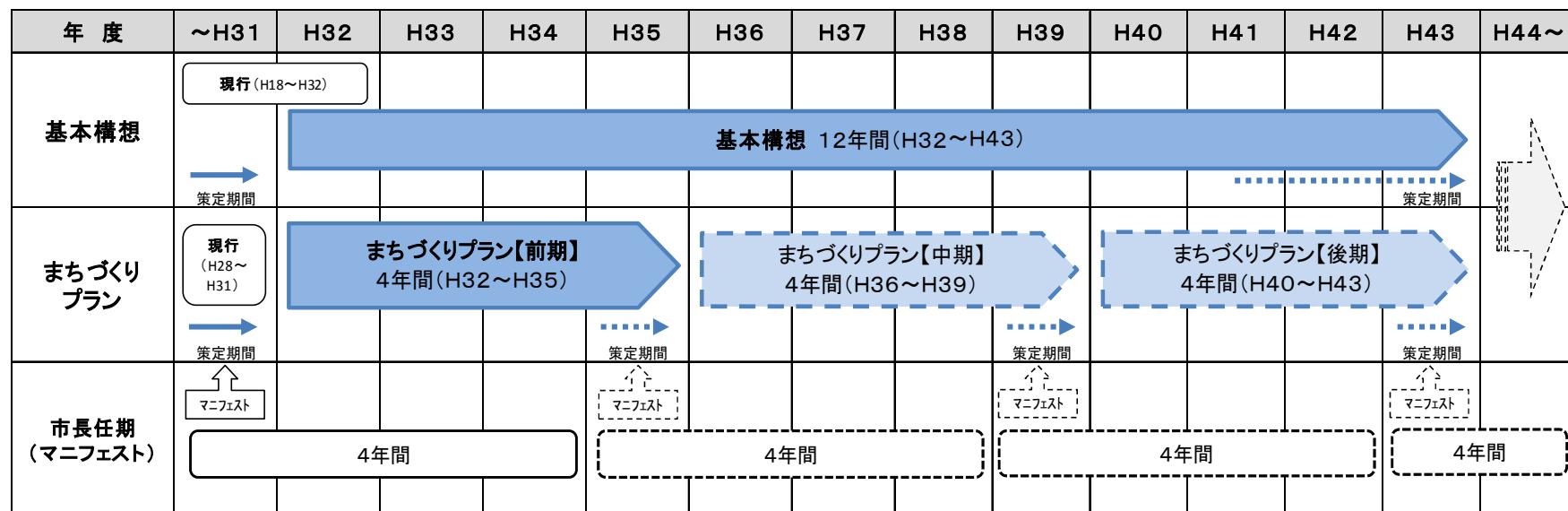
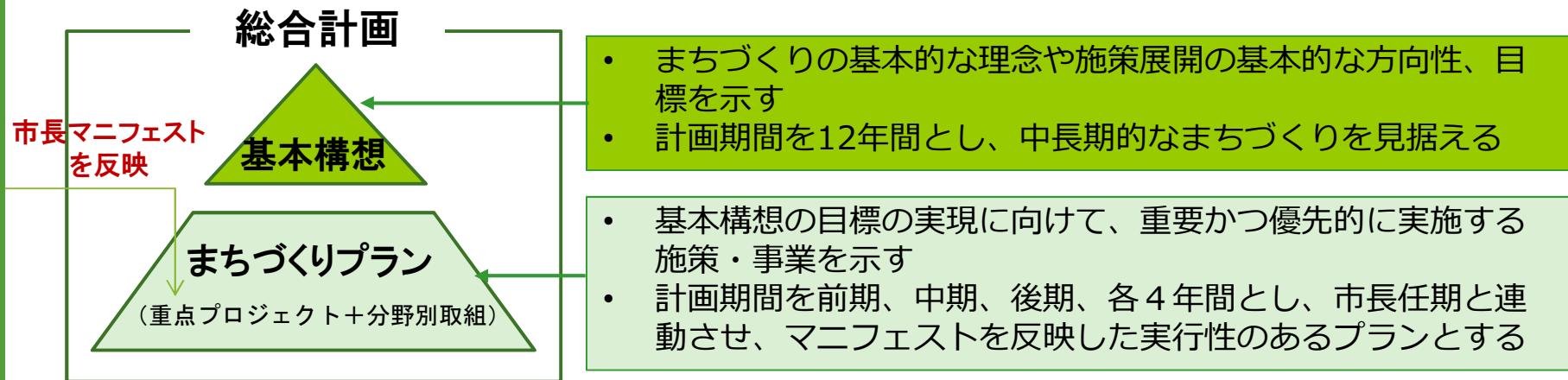
- 市政運営の指針である「第3次京田辺市総合計画」に基づき、都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を目指したまちづくりを進めているが、「基本構想」が平成32年度、「まちづくりプラン」が平成31年度にそれぞれ目標年次を迎える
- これまで進めてきたまちづくりを継承し、更なる推進と深化を図るため、市の強みや魅力をより高めるとともに、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流、直面する課題などに的確に対応した、新たなまちづくりの指針を策定することが必要



- 平成32年度以降を対象として新たに「次期総合計画」を策定
- まちの将来像を市民と共有しつつ、その実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進

## 2. 総合計画の策定方針

## 2. 計画の構成と期間



## 2. 総合計画の策定方針

### 3. 個別計画との関係

- 総合計画は市の最上位計画であるため、個別の行政分野の計画は、総合計画との整合を図るとともに、それを補完する役割を担う

### 4. 国や府の計画との関係

- 国や府の関連する計画※と整合を図るように総合計画を策定

※例えば、国土利用計画や明日の京都（府政運営の指針）など、市の総合計画に関する広域的な計画

### 5. 計画の進行管理

- 客観的な評価・検証のできる指標（数値目標）の設定
- 既存の行政管理システムの活用など



➤ 効果的な手法による進行管理の実施

## 2. 総合計画の策定方針

### 6. 計画策定根拠の条例化

- 総合計画の定義、議会の議決の明文化及びその対象を定める京田辺市総合計画条例を制定
- 議決対象は、まちづくりの基本的な理念や方向性、目標を示す基本構想

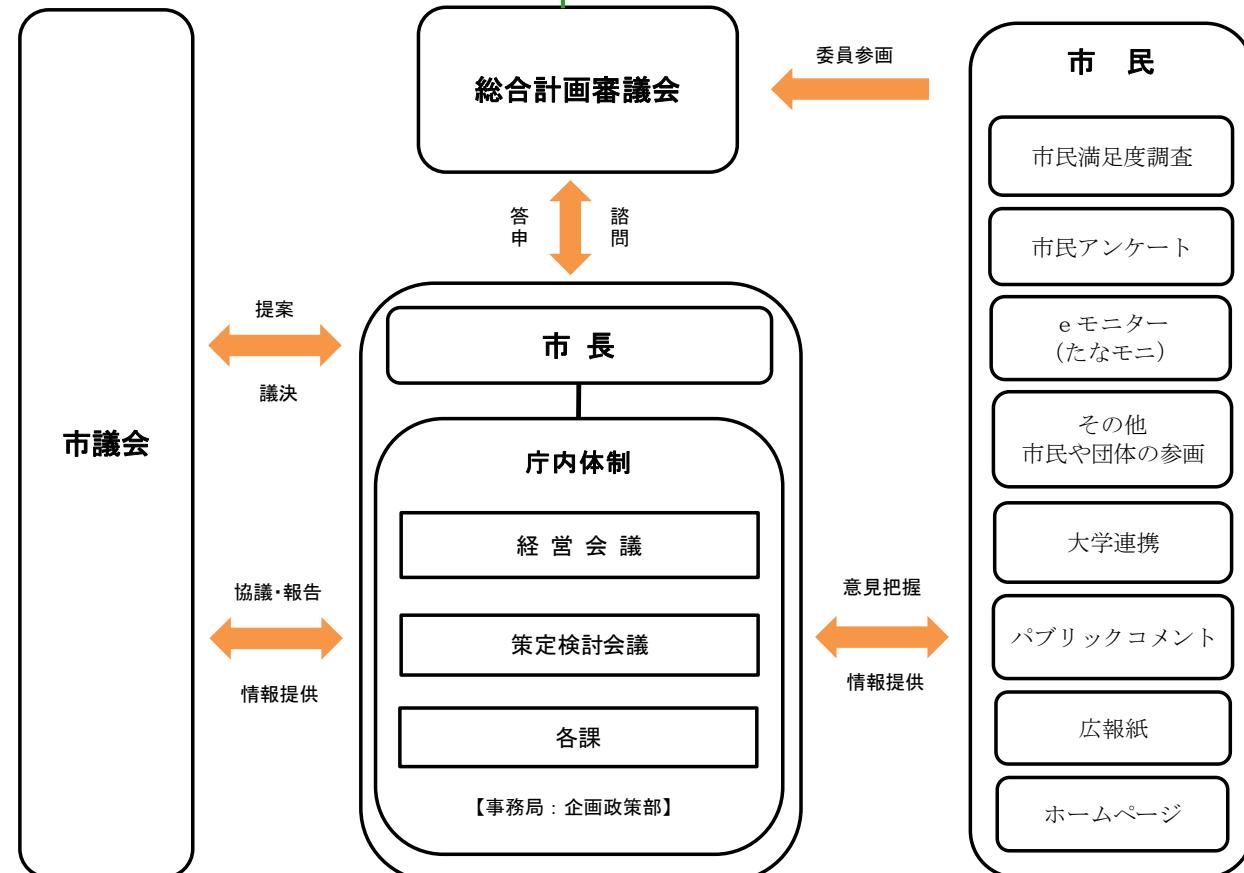
#### 【条例の概要】

- 改正前の地方自治法で規定されていた以下の3点を規定
  - ① 基本構想の議会の議決……………(第7条)
  - ② 基本構想の策定義務……………(第3条)
  - ③ 基本構想に即した行政運営………(第4条)
- 総合計画の必要性や位置付けなどを明確化(第1条・第5条)
- 既存の「京田辺市総合計画審議会設置条例」を取り込み、一體的に条例を整理(第8条・附則)

## 2. 総合計画の策定方針

## 7. 計画策定の体制

- 京田辺市総合計画条例に基づく審議会を設置
  - 計画策定に係る事項について調査・審議



- 経営会議等の既存の会議体に加え、部局横断的な検討組織の設置、職員研修を通じた策定過程への職員参加
  - 全庁的な体制での総合計画策定

### 3. 総合計画の構成

#### 1. 基本構想

##### 【考え方】

- 総合計画条例に基づく構成内容とする（理念、方向性・目標）
- 基本構想は、まちの振興発展の将来図や、これを達成するために必要な施策の大綱を定めるものとする（基本構想の策定要領（昭和44年 国通知））
- 現行計画は上記の内容を踏まえているため、大きく変えず、市民にとってわかりやすく、見やすく整理する

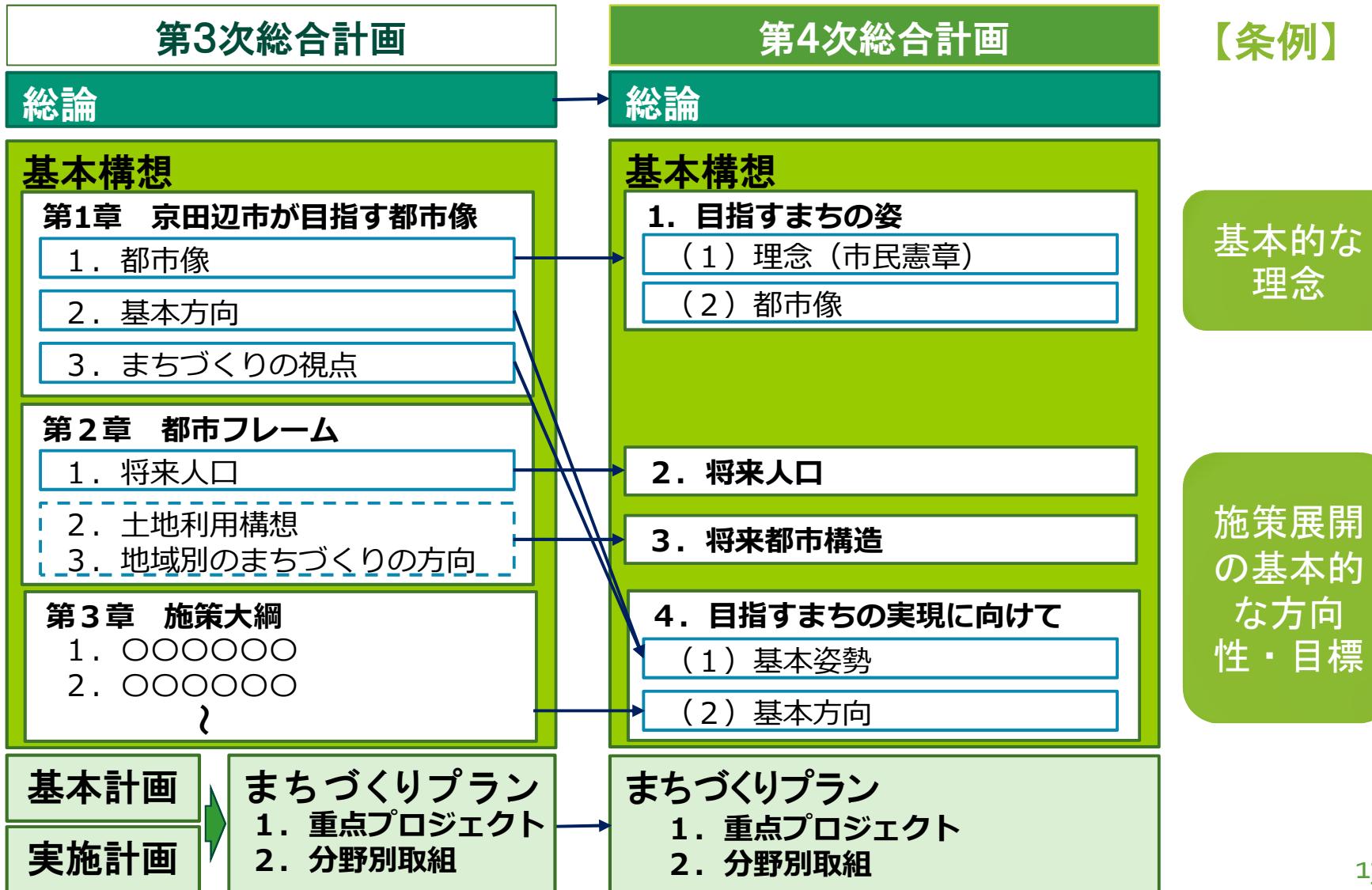


##### 【変更点】

- 条例との関連をわかりやすくする
- 章立てをやめ、項目や見出しを減らす（順序替え、項目整理）

### 3. 総合計画の構成

#### 2. 基本構想(現行計画と新計画の比較、条例との関係)



# 3. 総合計画の構成

## 【基本構想のイメージ】

### 1 目指すまちの姿

#### 1. 理念

##### 京田辺市市民憲章

わたくしたちは、未来に向かって、明るく住みよい緑豊かなまちづくりを進めていくために、市民憲章を定めます。  
わたくしたちは、自然環境をまもり、美しいまちづくりを進めます。  
わたくしたちは、産業と生活をはぐくみ、快適な田園都市をめざします。

まちづくりの理念として市民憲章を制定していることを記載。

#### 2. 都市像

本市が目指す都市の姿である都市像を、

##### 緑豊かで健康な文化田園都市

とします。

本市は、大都市への高い利便性と優れた自然環境を兼ね備えた「田園都市\*」の理想を基礎として、これまで、産業機能や生活機能がバランスよく配置され、さらには21世紀の文化・文明：

今後12年間で目指す都市像について記載。

環境の下、希望と生きがいに満ち、満足感のある生活を営むことができる都市を目指します。

さらに、都市の新たな成長の段階として、市民が様々な分野での活動を通じて相互の豊かな交流とネットワークを育み、生き生きとした京田辺の個性ある文化を創造し、誇りを持って次代に継承していく、自立性と積極性に富んだ魅力的な地域社会を目指します。

### 2 将来人口

昭和40年代半ば以降、高度経済成長の下で、大都市から周辺への同心円的な人口の移動が見られ、大都市近郊地域では住宅地開発が進み、人口が増加してきました。

今後は、少子化や高齢化の中で、わが国の人口がまもなく減少に転じることから、大都市近郊地域においても人口増加が鈍化し、あるいは人口減少に転じるものと見込まれます。

しかし本市は、自然環境に恵まれ、大都市に近接した利便性の高い立地条件を生かして、現在進められつつある松井山手駅周辺や三山木駅周辺、関西文化学術研究都市の南田辺地区などにおける計画的な住宅地開発を促進することで、将来的にも着実な人口増加が見込まれます。

今後、質の高い市街地整備による都市の持続的な成長を図りつつ、自然環境と調和し、自立性の高い都市づくりを目指すこととし、平成32年（2020年）の人口フレームを8万人と設定します。都市像の実現を目指したまちづくりの基本方向を次のように定めます。

平成32年（2020年）：80,000人

別途、作業を進めている将来人口推計結果を記載。

# 3. 総合計画の構成

## 【基本構想のイメージ】

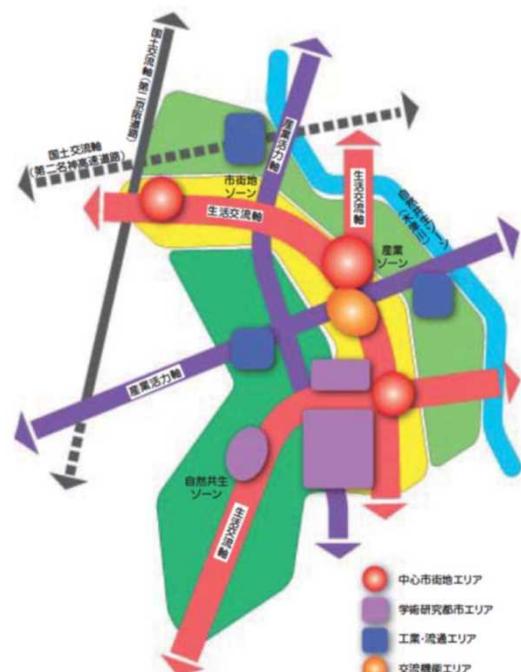
### 3 将来都市構造

#### 1. 土地利用ゾーン

##### (1) 基本方針

都市像に定めた「緑豊かで健康な文化田園都市」を実現する上で土地利用はその基礎となるものです。土地は限られた貴重な資源であり、将来に引き継ぐべき大切な資産であることから、公共の福祉の観点に立ち、第2次京田辺市総合計画における方向づけを継承しながら、長期的な展望の下に計画的な土地利用を進めるものとします。

このため、本市の貴重な資源である甘南備山系などの自然や優良な農地の保全を図りながら、都市の持続的な成長を支え、快適な市民生活を営むことのできる良好な都市環境を備えた適切な規模の市街地を配置し、自然環境、人々の暮らし、都市機能が調和した土地利用を目指します。



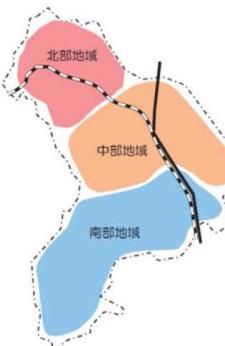
#### 2. 地域生活圏の方向

道路や鉄道の整備による交通利便性の向上や生活様式の変化に伴い、市民の生活圏が広がりつつあることを踏まえ、これまで以上に全市的かつ広域的な観点を重視し、都市のバランスのとれた成長や市民の交流の促進に資する骨格的な都市基盤の整備と効果的な都市機能の配置を進めるものとします。

その上で、北部、中部、南部の3つの地域生活圏それぞれが有する自然や歴史などの特色を生かしたまちづくりを進めます。

また、長い歴史を持つ集落のまちまつりはなお強く、豊かな伝統文化や生活慣習が継承されていることから、コミュニティの単位として今後のまちづくりに適切に生かしていきます。

##### <地域生活圏>



##### (1) 北部地域

北部地域においては、大住隼人舞などが伝承され歴史の薫る農業集落と、緑豊かな甘南備山系の山麓に計画的に整備された住宅地が共生するとともに、本市の活性化に資する工業地を備えています。

#### 土地利用ゾーン、地域生活圏の方向について記載。

利便性を生かし  
には豊かな農地  
、交流を育む地

域生活圏の形成を図ります。

##### (3) 南部地域

南部地域においては、関西文化学術研究都市にふさわしい学術研究機能などが立地するとともに、その北の玄関口としての機能を備えた魅力的な市街地と、緑深く歴史ある美しいたずまいを見せる農業集落が調和した、表情豊かな地域生活圏の形成を図ります。

# 3. 総合計画の構成

## 【基本構想のイメージ】

### 4 目指すまちの実現に向けて

#### 1. 基本姿勢

##### ■協働によるまちづくりの推進

都市像の実現を目指したまちづくりを進める上で常に踏まえるべき共通の視点を次のように定めます。

###### (1) 市民主役の視点

地域社会を動かし、次代を切り開くのは市民一人ひとりの活力であることから、住民自治の原則を踏まえ、市民主役の視点に立ってまちづくりを進めます。

そのため、市民、事業者、行政が市民生活やまちづくりに関わる情報を共有しながら、コミュニケーションを深めることにより、それぞれの役割と責任を明確にし、参画と協働によるまちづくりを推進します。

さらに、音既と社会的な責任感を持ち、主体的にまちづくりに取り組む市民や各種団体

**市民・事業者・地域・行政の果たすべき役割を明確に示し、行政と民間との連携を強化するなど、協働によりめざすまちの実現に向けて取り組んでいくを記載。**

また、関西文化学術研究都市の構成市町をはじめ、近隣自治体との広域的な交流・連携を強め、都市間の役割分担や効率化を図りながら、本市の個性を一層強めるまちづくりを進めます。

###### (3) 効率的な行財政運営の視点

行財政を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、多様化・高度化する市民ニーズに即した的確な行政サービスを提供しながら、限られた行財政の資源を効果的に活用する、効率的な行財政運営の視点に立ってまちづくりを進めます。

そのため、行政評価などを通じて施策や事業の目的と成果を明確にし、市民に開かれた透明性の高い行財政運営を進めることにより、市民への説明責任を果たすことを重視します。

さらに、最小の経費で最大の効果を発揮できる行財政体制への改革を積極的に推進するとともに、民間活力の積極的な活用やこれまで整備してきた既存の公共公益施設の有効活用などを進めます。

#### 2. 基本方向

##### 1 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

###### (1) 心がかよいふれあうまち

市民が互いの権利を尊重し多様な価値観を認めあいながら地域社会に主体的に参画することを通じて、生き生きとした暮らしが息づく、「心がかよいふれあうまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、市民による多様な交流活動や、世界の様々な都市や大学などの友好交流を通じて多文化の相互理解を深めるとともに、在住外国人にも暮らしやすい環境を整えるなど、平和に貢献する世界に開かれたまちづくりに取り組みます。

また、子どもから高齢者まで一人ひとりの権利が尊重される社会を目指し、人権啓発や人権教育を積極的に進めるとともに、男女が対等なパートナーとして家庭、地域社会、職場などにおいて共に協力し、責任を負いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを促進します。

さらに、様々な分野でのボランティアやNPOなどによる社会貢献を目的とした市民活動をはじめ、

**施策の柱ごとに、どのようなまちを目指すのか、その方向性を記載。**

のネットワークの強化を図りながら、ライフステージ<sup>※17</sup>に応じた相談体制や指導体制を充実するとともに、市民の健康増進に向けた活動を促進します。

また、地域福祉の活動拠点の充実を図りながら、市民相互の支え合いを大切にした福祉のまちづくりを促進します。

高齢者福祉については、高齢者が元気でいきいきと生活できるよう介護予防<sup>※18</sup>を重視するとともに、公・民の連携による在宅サービスや施設サービスなどの提供体制の充実を図ります。また、高齢者の知恵や経験を社会に生かす社会参加の拡充や就労の場づくりを進めます。

障害者福祉については、障害の特性に応じた相談支援体制の強化や障害者施設の充実、在宅サービスの充実などを図るとともに、社会参加の機会の拡充や就労の場づくりを進めます。

児童福祉については、子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向け、保育や子育て支援体制の充実を図るとともに、子どもの成長を見守り支える地域社会づくりを進めます。

さらに、国民健康保険や国民年金の制度の理解を深める取り組みを進めるとともに、低所得者の自立を支援します。

### 3. 総合計画の構成

#### 3. まちづくりプラン(重点プロジェクト)

##### 【考え方】

- 現行計画の考え方を踏襲する形とする（市長公約に基づき、施策分野を横断し、重点的に取り組むプロジェクト）
- 現行計画から厚みを持たせ、より明確化し、網羅的な分野別計画とのメリハリをつける
- 実効性をより確保する（進捗管理と評価、各課責任の明確化）
- 市民にとってわかりやすく、見やすく、アピールする



##### 【変更点】

- **評価指標の設定**
- **事業名、事業概要、担当課の記載**
- **見開き2ページとする**
- **イラストや写真の追加**
- **プロジェクトの内容に応じ、市民・地域・事業者に期待すること（又は市民・地域・事業者ができること）を記載**

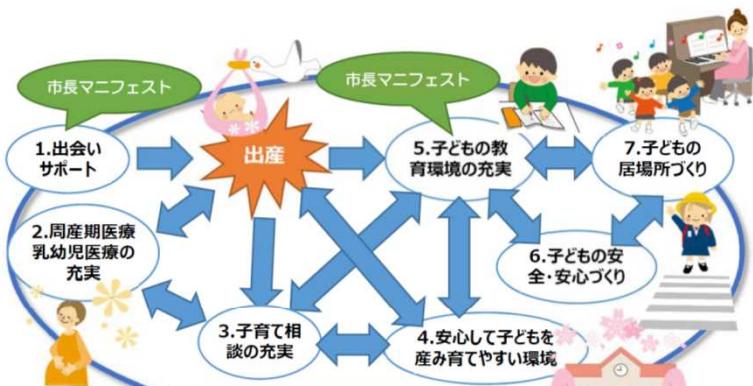
# 3. 総合計画の構成

## 【まちづくりプラン(重点プロジェクト)のイメージ】

重点プロジェクトI つながる・明るい未来応援プロジェクト 責任課：〇〇課

### 【目的・ねらい】

- 少子高齢化が進んでおり、現在は増加している本市の人口も今後減少に向かうことが想定されており、人口を維持することを目的に子どもを産み育てやすいまちづくりを進めます。
- 結婚、出産、子育ては、新たな居住地選択を迫られる重要な時であり、定住したくなるよう、「子育て世代が住みたいまちナンバーワン」を目指した取組みを進めます。
- このため、若い世代が安心して、希望する結婚や出産、子育てができるよう、子育て支援や教育を充実し、ワーク・ライフ・バランスのとりやすい環境を整えます。



つながる・明るい未来応援プロジェクトイメージ図

### 【市民、地域・事業者に期待すること】

- 私たち市民は、子ども達が安全に生活できるよう地域の見回り、子どもの見守りに協力します。
- 私たち市民は、今までに培った知識を子どもに伝えます。
- NPO や民間企業、地域と連携しながら子育てがしやすい環境を整えます。

### 【成果指標】

指標名	現状値	目標値
出生率		
学校が楽しいと感じている子どもの割合		

### 【重点プロジェクト1. つながる・明るい未来応援プロジェクト事業メニュー】

アクション	アクションの概要	関連事業	実施時期	担当部・課
1.出会いサポート	▶	I .1.1 婚活事業 I .1.2 新婚居住支援制度	H30～	企画調整室 住宅課
2.周産期医療・乳幼児医療の充実	▶周産期の医療の補助や出産後の医療を補助することで、安全に子どもを産み育てられる環境を整えます	I .2.1 不妊治療・不育症対策事業 I .2.2 医療費助成事業		子育て支援課
3.子育て相談の充実	▶	I .3.1 子育て相談室整備事業		家庭児童相談室
4.安心して子どもを産み育てやすい環境	▶	I .4.1 妊娠・出産支援事業 I .4.2 子育てサポート事業 I .4.3 保育所（園）施設整備事業		子育て支援課 地域子育て支援センター
5.子どもの教育環境の充実	▶	I .5.1 生きる力育成事業 I .5.2 英語教育事業 I .5.3 スポーツ NO1 事業		輝くこども未来室 学校教育課 社会教育・スポーツ推進課
6.子どもの安全・安心づくり	▶	I .6.1 断歩道等設置事業 I .6.2 身近な公園整備事業 I .6.3 学校の耐震化		營繕課 緑のまちづくり室 学校環境整備課
7.子どもの居場所づくり	▶	I .7.1 保育サービス充		子育て環境課

見開きで見ることができるようにレイアウトを作成。

### 3. 総合計画の構成

#### 4. まちづくりプラン(分野別計画)

##### 【考え方】

- 総合計画条例に基づく構成内容とする（施策体系、施策実現の主要な事業）
- 重点プロジェクトとのメリハリをつけるため、現行計画を簡素化
- 現行計画では施策分野ごとに指標を設定し、施策・事業の進捗管理と評価を行うこととしているが、次期計画では指標設定を行わず、進捗管理と評価は、既に行っている分野別個別計画や組織目標管理、事務事業評価において対応する形に整理



##### 【変更点】

- 現状と課題、基本方針を箇条書き
- 指標を削除
- 各施策は、施策名とその概要を記載し、主要事業は事業名のみとする(重点プロジェクト該当事業がわかるように明示)

# 3. 総合計画の構成

## 【まちづくりプラン(分野別計画)のイメージ】

### 2. 分野別計画

#### 基本方針1. 安全で心安らぐ優しいまち

分野 防災・危機管理

##### 【現状と課題】

- 近年、集中豪雨等による災害が全国各地で発生しており、本市においても総合防災訓練や避難所運営訓練を実施し、地域住民の防災意識の向上に努めている。

##### 【基本方針】

- 防災・危機管理機能の充実や市民が誰でも安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

各施策は、施策名とその概要を記載し、主要事業は事業名のみとする（重点プロジェクト該当事業がわかるように明示）。

イラスト・写真

#### 【施策展開】

##### 施策 01 避難所運営個別地区マニュアルの策定

- 地域の特性や実情に応じた個別マニュアルを指定避難所単位で市民協働により策定する。

(主要事業) 地域防災計画整備事業

##### 施策 02 避難所運営訓練・一泊体験の実施

- 有事の際、迅速に適切な避難所運営が行えるよう訓練を行うとともに一泊体験をもらう。

(主要事業) 避難所運営事業、非常時物資備蓄事業、災害応急対策事業

##### 施策 03 地域版防災マップ（土砂災害・水害）の作成 ★重点プロジェクト

- 市民協働による地域版防災マップを作成する。

(主要事業) 地域版防災マップ策定事業

##### 施策 04 防犯カメラの設置 ★重点プロジェクト

- 防犯対策を強化するため防犯カメラを設置する

(主要事業) 地域防犯活動事業、防犯カメラ設置事業

##### 施策 05 地域防災リーダーの育成

- 混乱した災害現場で「共助」の力を十分に発揮する知識・判断力・行動力を備えた人材の確保のため、地域防災リーダーを育成する。

(主要事業) 防災組織・人材育成事業

#### 【主な関連個別計画】

- ○○○計画

## 4. 総合計画の策定スケジュール

